

[事案 2019-330] がん給付金等支払請求

・令和2年11月17日 和解成立

<事案の概要>

約款に定める「がん」に該当しないとして給付金が支払われなかったことを不服として、がん給付金の支払い等を求めて申立てのあったもの。

<申立人の主張>

子宮頸部異形成により入院し、腹腔鏡下膣式子宮全摘術および子宮附属器腫瘍摘出術を受けたため、平成23年4月に契約したがん保険にもとづきがん給付金等を請求したところ、本疾病は約款上の「がん」には該当しないとして、支払われなかった。しかし、本疾病は上皮内新生物であるので、がん給付金を支払ってほしい。仮に支払いが認められない場合は、既払込保険料を返還してほしい。

<保険会社の主張>

以下の理由により、申立人の請求に応じることはできない。

(1) 診断書によれば、最終病理組織診断名は「CIN1」であるので、「子宮頸(部)上皮内腫瘍[CIN] 異型度 I」であって、約款に規定する「がん」には該当しない。

<裁定の概要>

1. 裁定手続

裁定審査会では、当事者から提出された書面にもとづく審理の他、和解を相当とする事情の有無を確認するため、申立人に対して事情聴取を行った。

2. 裁定結果

上記手続の結果、申立人の疾病ががん給付金の支払事由に該当するとは認められず、また、既払込保険料の返還も認められないが、以下の理由により、本件は和解により解決を図るのが相当であると判断し、和解案を当事者双方に提示し、その受諾を勧告したところ、同意が得られたので、手続を終了した。

(1) 約款によれば、がん給付金の支払事由に該当するか否かは、「疾病、傷害および死因統計分類提要 ICD-10 準拠」にしたがって判断される。

(2) 契約者にとって ICD-10 の参照は容易でなく、仮に参照できたとしても、異形成と上皮内新生物の関係は複雑であって理解は容易ではないので、支払事由について契約者から疑問が提起された場合、保険会社は、ICD-10 を示しつつ丁寧に説明し、契約者の理解を得られるように努力することが期待される。

(3) 保険会社は文書等で説明を行っているが、1回目の書面で ICD-10 への言及はなく、2、3回目の書面では ICD-10 への言及はあるものの、申立人の疾病が N87.0 (支払事由に該当しない疾病) に該当する旨を記載しているだけであった。

(4) 契約者の理解を得るためには、その後保険会社が送付した書面程度に具体的な説明をする必要があるが、申立人から、支払事由に該当しない理由を説明してほしいとの申し出があったから 10 ヶ月後であった。